

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園移譲先法人選定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園移譲先法人選定委員会設置条例（令和6年四市複合事務組合条例第1号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園移譲先法人選定委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の開催通知)

第2条 委員長（最初の会議にあっては管理者）は、委員会の会議を開催しようとするときは、やむを得ない場合のほか、開催日の7日前までに、議題を添えて、日時、場所その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(欠席及び代理出席)

第3条 委員は、前条の規定による開催通知を受けた場合において会議に出席できないときは、あらかじめその旨を書面にて委員長に申し出るものとする。

2 委員長は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を書面にて副委員長に申し出るものとする。

3 条例第3条第2項第4号及び5号に掲げる委員が委員会の会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、委員会の会議の議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を委員長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、四市複合事務組合情報公開条例（平成18年四市複合事務組合条例第3号）第26条各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第5条 委員長は、前条ただし書に該当すると認められるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴に関しては、四市複合事務組合審議会等傍聴規則(令和4年四市複合事務組合規則第1号)によるものとする。

(議事録等)

第7条 委員長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、四市複合事務組合事務分掌規則(昭和52年四市複合事務組合規則第2号)第3条第1項に規定する管理係において保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日時、場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事内容

2 議事録は、これを公開する。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められるとき又は四市複合事務組合情報公開条例第7条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この規則に定めのない事項は、委員長が委員会の会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。